

平成30年度事業計画

第1章 はじめに

岩見沢市社会福祉協議会地域福祉活動計画を軸に、身近な地域で取り組む福祉活動の充実、活発化など具体的な地域福祉活動の取組みを平成30年度から5年計画で進めてまいります。

今後の社会福祉協議会としての使命や経営理念、経営方針、人材育成等を定める第2期岩見沢市社会福祉協議会発展強化計画を策定し、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりに取り組んでまいります。

さらに、地域に開かれた市民から必要とされる社会福祉協議会を目指し、これまで取り組んでまいりました住民参加、協働による地域に根差したボランティア育成事業、成年後見支援センターの運営、介護保険事業や総合支援事業を中心とした、各福祉サービスの提供や相談支援事業等をより充実させた展開を図ります。

また、平成28年の台風10号では、南富良野町を中心とした近隣町村に甚大な被害を与え、復興にはボランティア活動が大きな力となるなど、災害時におけるボランティア活動は、被災者支援、被災地復興支援に重要な役割を果たしたことから、災害発生時に備え、支援活動の円滑な実施に向けた災害ボランティア現地対策本部の組織整備を進めます。

第2章 事業推進方針

当会の基本理念である「支え合い 共に生きる 住みよい地域づくり」の推進に向け、次の3点を重点に掲げ、地域福祉のさらなる向上と充実を図り、住み慣れたところで誰もが安全で安心して幸せに暮らせる地域づくりを目指します。

- | | |
|-------|---------------------------|
| 重点事項1 | 岩見沢市社会福祉協議会発展強化計画の策定 |
| 重点事項2 | 成年後見支援センターの運営受託（市民後見推進事業） |
| 重点事項3 | 災害ボランティア現地対策本部の組織整備【新規】 |

第3章 事業推進項目

1 組織の強化と人材の育成

社会福祉協議会としての役割を果たすため、安定的かつ持続的な財源の確保や将来を見据えた人材の育成を図り、地域福祉を専門的な視野で捉えるため、役職員が各種研修会や講習会に積極的に参加、受講できる環境づくり、体制づくりに取り組みます。

【主要な取組】

将来の社協像を見据え、社協としての使命や経営理念、経営方針、人材育成等を定めるため、第2期岩見沢市社会福祉協議会発展強化計画を策定します。

【重点】

各種研修会・講習会などに引き続き積極的に参加し、また、内部連絡会などを通じて職員間の共通意識を高め、資質向上に努めます。

財源確保のため、会員の新規開拓の促進、保有する資産の安全で効率的な運用方法について検討します。

法を遵守し、福祉サービスの供給体制の整備及び充実に図り、事業運営の透明性の向上及び財務規律の強化、介護人材の確保等適正な業務執行に努めます。

2 広報活動の強化・充実

市民の地域福祉に関する理解がより深まるよう、社協だよりやホームページなどで広報・周知を強化し、市民から信頼され支持される組織づくりに努めます。

広報紙「社協だより」の発行

地域福祉活動の取組について、広く市民に理解を得るため「社協だより」を発行します。また、わかりやすい紙面の工夫や内容の充実に図ります。

ホームページを活用した情報発信

社会福祉協議会事業計画や事業報告、予算、決算等関係書類、附属明細表等について情報開示するとともに、各種事業の取組や講座開催などの情報をいち早く提供します。

社協パンフレットの作成【新規】

より身近に社会福祉協議会を感じられるようパンフレットを作成し、社会福祉協議会の役割と活動の理解促進を図ります。

3 社会福祉功労者表彰の実施及び推薦

地域福祉活動及びボランティア活動に永年にわたり功労のあった個人・団体や当会に多額の寄付をされた方、市内の社会福祉団体・施設において永年にわたり勤務されている方に対して、その功績を讃え、功労者表彰を実施します。

また、活動を通じて社会福祉に貢献している市内各社会福祉関係者及び団体を、その功績から岩見沢市の福祉活動功労者表彰をはじめ、北海道社会福祉協議会会長表彰などへ推薦を行います。

4 日常生活用具の助成・物品貸出事業

愛情銀行の財源を活用した日常生活用具（歩行杖・アイスピック）を廉価で交付を行います。また、一時的に車椅子が必要な方や福祉教育等に車椅子の貸出を行うとともに、地域のコミュニティ活動や福祉施設におけるイベント等に行事用テントを貸出します。

5 施設の適正な管理運営

岩見沢広域総合福祉センターの利便性や安全性の高い施設の管理運営のため、引き続き必要な改修・修繕等を行います。

岩見沢市から指定管理者として管理・運営を実施している「岩見沢市高齢者福祉センター」、「岩見沢市栗沢福祉団体活動センター」、「栗沢・美流渡デイサービスセンタ

ー」については、公共施設としての設置目的を踏まえながら、利用者にとって親しみやすく、かつ適正な管理運営に努めます。

【主要な取組】

広域総合福祉センターに、視覚障がい者歩行誘導マットを敷設し、視覚障がい者の利便性及び安全性を確保します。

暖房ボイラーの定期点検を実施し、適正な運転管理を行います。

会議等に使用している経年劣化したホワイトボードを交換し、利用者の利便性を確保します。

AEDを設置し、利用者の不測の事態に対応し、安全確保に努めます。

指定管理者制度による管理運営受託施設（高齢者福祉センターふれあい・栗沢デイサービスセンター・栗沢福祉団体活動センター・美流渡デイサービスセンター）については、岩見沢市との協定に基づき安全な管理と、利用者にとって利便性の高い施設運営に努めます。

6 地域福祉の推進

地域住民の暮らしを守る日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護を中心とした個別支援と、地域につながりをつくる小地域福祉ネットワーク活動、地域ふれあいサロン活動、ボランティア活動等の地域支援の両面から、地域に潜在している福祉課題・生活課題の発掘に努めます。

また、様々な地域課題に対応するため、今後の取組方針を定めた「地域福祉活動計画」に基づき、地域住民、ボランティア、福祉団体、行政などと協働のもと、課題解決につながる事業展開を目指し、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。

（１）地域住民の声を反映できる課題把握と情報共有

地域住民の声を聴きながら地域の実情や情報を共有し、公的な福祉サービスでは対応できない課題や本人の生活課題にも目を向けて、多様な方法により地域に潜在化するニーズ把握に努めます。

実施事業からのニーズ調査

実施事業や講座ごとにアンケート調査を実施し、ニーズに沿った事業展開、講座内容の充実を図ります。

（２）相談支援体制の充実

市民の日常生活上の様々な困りごとの相談に応じ、解決に向けた適切な助言・援助や関係機関等と連携した相談支援体制の充実に努めます。

心配ごと相談事業

市民の日常生活上の困りごとの相談に応じ、解決に向けた適切な助言・援助を行います。

また、地域に出向く移動心配ごと相談所を引続き開設します。

民生委員児童委員との連携

民生委員児童委員の協力による所管区域での相談支援の充実を目的にふれあい相談員を委嘱し、地域における相談支援の促進を図ります。

各相談機関等との連携強化

様々な相談に対応するため、他の相談機関等との連携を強化します。

(3) 地域住民と共に進める支え合い活動や交流活動の促進

身近な地域でのつながりや絆を深め、誰もが安心して暮らすことができるよう、地域住民が主体となった支え合い活動や交流活動の促進を図ります。

小地域福祉ネットワーク活動事業

地域住民による見守りや安否確認活動及び身の世話等、地域における支え合い活動を支援します。

地域福祉活動費助成事業

地域コミュニティ活動の活性化を図るため、地域住民の主体的な福祉活動に対して活動支援を行います。

地域除排雪活動支援事業

自力で除排雪が困難な高齢者や障がい者等の日常生活の安全確保のため、地域のボランティアによる除排雪活動に対して活動費の支援を行います。

除雪ボランティア派遣事業

自力で除雪が困難かつ家族や親類及び町会・自治会からの協力が得られない要援護者世帯にボランティアを派遣し、除雪支援を行います。

地域ふれあいサロン事業

高齢者や障がい者、子育て中の親子等、外出機会の少ない方々の閉じこもり予防と安否確認、生活課題の把握等を目的に世代を超えた誰もが参加できる地域交流活動の支援及び更なる普及に努めます。

サロン活動者情報交換会・研修交流会の開催

サロン活動に関する講話や演習、情報交換などを通して、サロン活動内容の充実と実践者同士のネットワークの構築を図ることを目的に開催します。

認知症サポーター養成講座の開催

認知症への正しい理解を深め、認知症高齢者を支える地域づくりを推進することを目的に養成講座を開催します。

レクリエーション用具貸出事業

町会・自治会、ボランティア団体、地域ふれあいサロン等、地域福祉の向上に取組む団体に対し、レクリエーション用具の貸出しを行い、地域交流の促進を図ります。

福祉団体等の活動支援

障がい者等の福祉団体へ活動費助成を行い、団体の使命や特徴を活かした活動を推進します。

やさしい在宅介護講習会の開催

介護などの必要な知識や技術を学び、家庭や地域において孤立することなく生

活ができるようにすることを目的に開催します。

男性のための料理教室の開催

料理を作る楽しさとバランスのとれた食事の重要性を学び、料理を通しての仲間づくり、家庭生活での自立支援を目的に開催します。

高齢者趣味と教養・健康増進支援事業

岩見沢市老人クラブ連合会が主催する各種事業に対して助成支援を行い、高齢者が個々の技能や趣味を活かした社会参加活動を通じて、仲間づくりや生きがいの場づくりの促進を図ります。

金婚祝賀会開催事業

結婚生活50年の節目を迎えるご夫婦を招待し、金婚祝賀会を開催します。

(4) 地域福祉への理解促進

福祉に対する幅広い知識と地域住民の主体的な取組みへの意識向上と、地域福祉活動への参加と拡充を図ることを目的としたセミナー等を開催します。

地域福祉活動推進セミナーの開催

地域を取り巻く生活課題・福祉課題の現状や課題解決に向けた取組について理解を深め、地域住民主体の福祉活動を促進することを目的にセミナーを開催します。

地域福祉出前講座

町会・自治会をはじめとする福祉団体等からの要望に沿って、当会職員等が講師となり講座を実施し、地域住民の福祉に対する理解促進を図ります。

社会福祉功労者表彰(再掲)

地域福祉活動及びボランティア活動に永年にわたり功労のあった個人・団体や当会に多額の寄付をされた方および市内の社会福祉団体・施設において永年にわたり勤務している方に対して、その功績を讃え、功労者表彰を実施します。

(5) ボランティアセンターの機能充実

ボランティア活動に関する情報の収集と発信、ボランティア相談に対するコーディネート機能を強化し、各種研修事業への参加や関係機関・団体と連携を図り、ボランティアセンター運営の充実に努めます。

ボランティアセンター運営事業

ボランティア活動に関する相談、コーディネート、啓発、情報提供等を行い、ボランティア活動の推進を図ります。

また、ボランティアセンター運営委員会・運営部会を開催し、各関係機関等との連携を図り、ボランティアセンター運営の充実に努めます。

広報紙「おもいあい」の発行

ボランティア活動に関する市民の関心と理解を深めるため、ボランティア活動の紹介や活動状況について情報発信を行います。

各種研修事業への参加促進

全道及び空知地区におけるボランティア活動に関する研修事業への参加を促進し、ボランティアによる研究討議や交流などを通じて、ボランティア活動の推進を図ります。

(6) 地域を支えるボランティアの育成

各種ボランティア養成講座などを通して、福祉への関心と理解を深め、地域福祉活動やボランティア活動を担う市民の育成・確保に努めます。

各種ボランティア養成講座の開催

ボランティア活動に興味のある方を対象とした、入門講座や専門分野のボランティアを養成する講座などを開催し、新たなボランティア人材の発掘と育成に努めます。

【主要な取組】

- ・手話奉仕員養成講座（「昼の部」・「夜の部」）の開催
- ・視覚障がい者支援講習会「点訳ボランティア講座」の開催
- ・精神保健ボランティア講座の開催
- ・傾聴ボランティア講座の開催
- ・はじめてのボランティア講座の開催

ボランティア活動者研修会・交流会の開催

ボランティアセンター登録団体および個人活動者のスキルアップを目的とした研修及び活動者同士による情報交換、交流を通して、ネットワークづくりを目的に開催します。

ボランティアの活動支援事業

ボランティア活動保険料の助成やボランティア団体への活動費支援、ボランティアに関する情報提供を行い、活動の促進を図ります。

(7) 将来を見据えた福祉教育の推進

次世代を担う子どもたちの福祉・ボランティアに対する関心と理解を高めるため、学校や教育委員会、福祉関係者と連携を図りながら、様々な福祉体験やボランティア活動などの福祉教育の取組を推進します。

学童・生徒のボランティア活動普及事業

学童・生徒の社会福祉への関心と理解を高め、実践活動によりボランティアの心と社会連携の精神を養うことを目的に、各学校における福祉教育のボランティア活動支援及び協力を行います。

児童・生徒のボランティア体験研修会の開催

児童・生徒を対象に、福祉やボランティア活動の理解を深めることを目的に、様々な体験研修会を開催します。

指定地域福祉教育セミナーの開催

福祉教育に関する今後の在り方や方向性等について研修・協議を行い、福祉教育の充実を図ることを目的に、教育関係者向けのセミナーを開催します。

地域福祉教育推進事業

地域や学校における福祉学習の要請に応じ、障がい当事者及びボランティアを講師として派遣し、効果的な福祉学習を実施することで、障がいやボランティアに対する理解を深めるとともにノーマライゼーション理念の普及に努めます。

(8) 地域における権利擁護の推進

誰もが地域で安心して暮らし続けることを支えるため、関係機関・団体等とのネットワークを構築し、日常生活自立支援事業と成年後見制度の利用支援を一体的に行い、要支援者の生活状況や判断能力に応じた切れ目のない包括的かつ継続的な支援を展開し、地域における権利擁護支援体制の強化を図ります。

日常生活自立支援事業

北海道社会福祉協議会から日常生活自立支援事業の一部業務を受託し、認知症高齢者や知的・精神障がい者等、判断能力に不安のある方に対して、福祉サービス利用援助や日常的金銭管理等を行い、要支援者が自立した地域生活を送ることができるよう支援します。

また、支援ニーズの発見と円滑な制度利用に向けて、市民、関係機関・団体等への制度の周知強化に積極的に取り組みます。

市民後見推進事業【重点】

成年後見支援センターを運営し、権利擁護全般に関する相談支援や申立手続支援を行うとともに、法人後見事業を実施し、市民後見人との協働のもと、認知症高齢者や知的・精神障がい者等の身上監護及び財産管理を適切に行います。

また、積極的なニーズ発掘と成年後見制度の普及啓発を図るための新たな取組として、移動相談会を開催します。

【主要な取組】

・岩見沢市成年後見支援センターの運営

成年後見制度の利用支援を行うため関係機関・団体、専門職等と連携し、成年後見支援センターの適切な運営を行います。

・相談・申立手続支援

高齢者、障がい者の生活や財産管理に関する相談に応じ、課題解決に向け成年後見制度利用をはじめ適切な支援につなげるとともに、家庭裁判所への申立手続に関する相談に対応します。

積極的なニーズ発掘のため移動相談会を実施します。【新規】

・市民後見人の養成

市民後見人を養成するため、養成講座を開催します。

・市民後見人の活動支援

市民後見人の活動が適切かつ安心して行えるよう関係機関・団体、専門職等と連携し支援するとともに、研修会、情報交換会を開催します。

・成年後見制度普及啓発

講演会や出前講座、広報活動を行い、成年後見制度等の普及啓発を図ります。

(9) 生活困窮者等への支援

低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯等を対象に、民生委員児童委員等と連携し、必要な資金の貸付と相談支援を行い、世帯の経済的自立や生活意欲の助長促進を図ります。

また、生活困窮が想定される世帯に対して、岩見沢市生活サポートセンターりんく、岩見沢市保護課及びハローワーク等との連携を強化し、生活の安定・自立に向けた支援を行います。

生活福祉資金貸付事業

他の貸付を受けることができない、低所得者や高齢者、障がい者の世帯に対し、生活の安定を図るため、資金の貸付を行います。

特別生活資金貸付事業

冬期間も安心して生活するために、燃料費等の貸付を行います。

愛情銀行緊急生活費交付事業

緊急かつ一時的に生活の維持が困難になった世帯に対し、生活の安定と福祉の向上を図るため、当会独自の交付（貸付）支援を行います。

緊急食料等給付事業の調査・検討【新規】

緊急かつ一時的に生活に必要な食料等が確保できなくなり、生命が脅かされるおそれのある世帯に対し、食料等の現物を給付することにより、生活再建に向けた支援事業を調査・検討します。

法外援護事業

生活保護申請から決定までの生活つなぎ資金の貸付及び金銭不所持者等の送還旅費を岩見沢市福祉事務所を通じて交付します。

(10) 災害ボランティア現地対策本部の組織整備【重点・新規】

災害時に迅速かつ効果的に被災者の生活復旧を支援するため、岩見沢市や北海道社会福祉協議会、関係機関、ボランティア等と連携し、災害ボランティア活動の円滑な実施に向けた組織体制の整備を行います。

災害ボランティア研修会の開催【重点・新規】

市民の防災意識の向上と災害時におけるボランティアの確保と資質向上を図ります。

災害用資機材の整備【重点・新規】

赤い羽根共同募金からの助成等を活用し、災害ボランティア対策本部の運営に必要な資機材の整備に取り組めます。

(11) 地域福祉活動計画の進行管理【新規】

地域福祉活動計画の進行管理については、P・D・C・Aサイクル（計画、実行、評価、改善を繰り返すこと）を活用し、各事業の効果や改善点を明らかにし、次年度以降の取組に反映させます。

(12) 共同募金運動への協力

共同募金は、地域福祉事業や市内の福祉施設、福祉団体など、様々な活動や運営を支える貴重な財源として活用されており、今後とも事務局を担う立場として、北海道共同募金会と連携しながら共同募金運動の推進に取り組めます。

(13) 行政や関係機関・団体との連携

地域における多様な生活課題や福祉ニーズに応えるため、行政や関係機関等と積極的に意見交換や情報の共有などの連携を図り、地域福祉の推進に取り組めます。

7 福祉サービス事業の推進

当会が実施している居宅介護支援事業、訪問介護事業、通所介護事業、相談支援事業、障がい児通所支援事業について、新規利用者を積極的に開拓するなど、利用者増に向けて努力し、法令を遵守した適正な運営を行うとともに、利用者が安心して満足できるサービスを提供できるよう、各サービスの質的向上と職員の資質向上を図ります。

(1) 居宅介護支援事業

利用者及び家族等の相談に真摯に耳を傾け、介護サービスの説明及びサービス利用に伴う調整など、ケアマネージャーによる相談支援業務を行います。

- ・利用者個々のアセスメントを行い、本人のニーズに沿った居宅サービス計画(ケアプラン)を作成し、介護サービスの調整をします。
- ・地域包括支援センター、医療機関、サービス事業所等と連携を図りながら、利用者が可能な限り在宅生活を継続できるように支援します。
- ・虐待が疑われるケースは、利用者の人権・尊厳が守られるよう関係機関と連携を図りながら対応をします。
- ・利用者及び家族へのアンケート調査(満足度調査)を引き続き実施し、サービスの質的向上を図ります。
- ・研修計画に基づきケアマネージャー個々に対して研修を実施します。

また、内部研修会、事例検討会を定期的で開催するとともに、外部研修にも積極的に参加し、事業所及び職員個々の資質向上を図ります。

(2) 訪問介護事業

利用者的人格や自己決定を尊重し、生活の状態や心身の特性などを把握し、質の高いサービスを効率的に提供できるよう配慮するとともに、利用者の能力に応じて自立した日常生活が継続できるよう適切なサービス提供に努めます。

また、利用者やその家族の相談に真摯に向き合い、関係機関と連携のもと、利用者が地域において安心して生活できるよう支援を行います。

訪問介護事業

- ・利用者や家族の生活習慣や意向を尊重し、親切的な訪問介護の提供に努めます。
- ・サービス提供責任者が定期的に利用者宅を訪問し、利用者や家族等の要望を的

確にとらえ迅速な対応に努めます。

介護予防・日常生活支援総合事業

- ・利用者の生活機能維持、向上に努め常に介護予防に取組み、切れ目のないサービス提供により在宅生活の支援に努めます。

居宅介護事業

- ・利用者が可能な限り、自宅で日常生活を営むことができるように支援します。
- ・訪問介護員は、居宅介護計画等に基づき利用者のニーズに沿ったきめ細やかなサービス提供に努めます。
- ・関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。

相談支援事業

- ・障がい者が自立した生活ができることを目標にして、障がい者の抱える課題解決や適切な障がい福祉サービスを利用するための効果的な社会的資源の紹介等を行います。
- ・サービスが有効に利用されているかを継続的に評価、見直しを行い、きめ細やかな支援に努めます。

(3) 通所介護事業

総合事業及び地域密着型サービスと地域福祉活動との連携を図り、多様なニーズに対応するサービス提供体制の構築および関係機関と連携しながら事業の展開・推進に努めます。

介護予防・生活支援サービスと関係機関との連携

岩見沢市や地域包括支援センター等の関係機関と情報の共有を図り、地域の実情に応じた「介護予防・生活支援サービス事業」を実施し、地域での連携・協力体制が強化できるよう、また、既存の連絡会等も活用しながら、地域連携の拠点となるようネットワークづくりに努めます。

機能別・個別的なサービスの提供

利用者個々の身体状況や生活環境等、ニーズに合ったサービスを提供し、自立支援・重度化防止に資する介護を実施し、機能訓練による生活機能の維持・向上を目指した効果的な支援を行うとともに、認知症高齢者や重度の要介護者の家族に係るレスパイトケア（家族の心身負担軽減支援）にも努めます。

人材の確保

安定した介護サービスを実施するには、人材確保が必要であり介護労働者の雇用管理体制への取組として、処遇の改善やキャリアパスの確立、働きやすい職場の環境作り等を進め、人材の確保に努めます。また、アウトカム評価（結果・成果）に対応できる人材の育成や、外部機関との連携を視野に入れていきます。

(4) 障がい児通所支援事業

つみき園で実施する「発達支援センター業務」は岩見沢市、三笠市、月形町からの受託事業であったが、岩見沢市では平成30年度から直営による事業を開始するため受託は終了となり、三笠市、月形町とは引き続き事業を受託し実施する。

岩見沢市の発達支援体制が変更となる中、岩見沢市や関係機関と連携し「通所支援事業」、「障害児相談支援事業」を実施し、適切な療育を行い子どもの健全育成に努めます。

子ども発達支援センター事業

発達に遅れや心配のある乳幼児・児童やその保護者が、日常的に適切な相談指導や養育を受けることができるよう、各関係機関と連携し、支援に努めます。

通所支援事業

発達に遅れや障がいのある乳幼児・児童に対し、定期的な通園を通して、日常生活に必要な能力や集団生活への適応力の発達を促すなど、きめ細やかな療育支援提供に努めます。

障がい児相談支援事業

発達に遅れや障がいのある乳幼児・児童とその保護者に対し、関係機関との連携のもと、サービス等利用計画の作成・モニタリングを行い、個々のニーズに即したサービスの調整を図ります。

8 関係機関との連携及び関連事務局の運営

北海道社会福祉協議会及び管内・管外社会福祉協議会との連携をより一層深め、社会福祉協議会を取り巻く環境や地域福祉についての問題点の把握、先進事例等の積極的な情報収集に努めます。

また、当会が事務局を担う岩見沢市共同募金委員会および岩見沢市連合遺族会並びに岩見沢市老人クラブ連合会については、各会の目的に沿った事業運営に努めます。

【主要な取組】

北海道社会福祉協議会や北海道社協職員連絡協議会主催の講習会や研修会等へ積極的に参加し、北海道における福祉情勢の把握に努めます。

空知管内社会福祉協議会連絡協議会や空知管内社協職員連絡協議会主催の会長・事務局長会議や地域の絆と支え合い活動空知地区推進セミナー、空知地区ボランティア活動推進セミナー、空知地区地域に理解され支持される社協づくり研修、管内社協介護保険事業等学習会、職員研修交流会への参加などあらゆる研修機会を通じて、地域課題の把握と他社会福祉協議会との連携強化に努めます。

当会の活動財源である共同募金の助成金を確保するため、岩見沢市共同募金委員会と連携を図り、各種募金活動及び啓発活動に取り組み、共同募金への理解促進に努めます。